

24長寿第64244号
平成25年 3月28日

各指定（介護予防）
通所介護事業所

各指定（介護予防）
通所リハビリテーション事業所

様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

指定（介護予防）通所介護及び指定（介護予防）通所リハビリテーション
の所要時間について

指定（介護予防）通所介護、指定（介護予防）通所リハビリテーションのサービス提供における所要時間（以下「サービス提供時間」という。）については、平成24年3月21日付け24長寿第58529号で、所要時間帯の最低時間からプラス30分（7時間の場合は15分）の余裕を持った時間を含めてサービス提供時間とすることとしているところです。

これは、①利用者の送迎で、利用者の都合で事業所への到着が遅れる場合がある、②日によって、道路の渋滞等の交通事情等で利用者を事業所へ連れてくるのが遅れる場合がある、③利用者が事業所へサービス提供時間前に到着したが、諸事情によりサービス提供の開始時間が遅れる場合がある等の理由で、サービス提供の開始が若干遅れても、利用者が計画どおりのサービス提供を受けることができるようにすることを目的としていたものです。

今回、各事業所におけるサービス提供の実態が様々であることを踏まえ、平成25年4月1日からは、統一的にサービス提供時間を設けるのではなく、上記①～③を考慮のうえ、各事業所において、余裕を持った時間を含めた適正なサービス提供時間を設定いただくこととしました。

なお、サービス提供時間の設定に当たっては、利用者や職員の状況、事業所所在地、交通事情、送迎車両台数等を踏まえ、利用者が計画どおりにサービスの提供を受けることができるよう十分に御配慮のうえ、引き続き、適切な事業運営に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】
香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
電話 087-832-3269、3274